

ん、基本的な平和と安全保障の維持、そしてカナダの主権と独立の確保と深く結びついている。

カナダの安全保障政策は、過去三十年間、①NATO（北大西洋条約機構）やNORAD（北米大陸防空軍司令部）といった集団防衛体制による戦争抑止、②確認可能な軍備制限および軍備縮小協定、③紛争の平和的解決のためのメカニズムと取り決め——を三本の柱にしてきた。

国連憲章でうたわれている集団安全保障体制が機能しないことが明白になったため、カナダは一九四九年、北大西洋同盟の結成に加わった。以来、カナダは、NATOの集団防衛体制および米国との二国間安全保障体制に貢献してきた。

安全保障には、軍備制限の努力も欠かせない。軍備の絶え間ない増強をくい止めるには、検証可能な軍備制限および縮小協定を結ぶ必要がある。軍備制限・縮小協定の目的は、より少ない軍備と防衛支出で安全保障を確保するものでなければならぬ。軍備競争は、軍備を制限し、その開発を抑制する取り決めによつては、逐次抑えていかねばならない。

軍備制限に関するカナダの最近の活動の中で大きな焦点となったのは、一九七八年に開催された初の国連特別軍縮会議で、トルドー首相が戦略核兵器競争を支える技術開発を抑制するという観点から行った提案である。この「締めつけ作戦」は、軍備制限・縮小措置の要素を数多く取り入れた画期的な提案で、考え方としては現在も有効である。

危機管理で平和を

トルドー首相は、一九八〇年代には新たな形の協議と危機管理によつて、地域的危機を含む緊張や平和への脅威に対応する新しい方法を見つけなければならぬ、と語っている。例えば国際的安定を求めるとして高まった世界の不安定状況は、以前とは様相が変わり、しかも予測しがたくなってきた。これは、工業先進国と開発途上国との間の緊張増大にも若干原因がある。カナダの平和と安全保障はだんだん地域的緊張や危機に直接左右されるようになった。アラブ・イスラエル抗争やイラン・イラク戦争の西側に対する経済的影響が、その良い例である。



大会で選手として活躍するカナダの選手たち。背景にはカナダの旗が掲げられている。

タント）をとるとすれば、国民はそれを容認しないだろう。ソ連がアフガニスタンに侵攻し、三つの国連決議（いずれも幅広い支持を受けた）を無視したことは、南アジアと世界の長期的安定を危機に陥れた。さらに、ポーランドに対するソ連の圧力について、カナダとその同盟諸国は、ポーランドにおける戒厳令の公布および国民が手に入れたばかりの自由の抑圧に関して、ソ連は重大な責任を負っている——と結論づけた。

アフリカ南部における状況は、ジンバブエが民主的多民族国家へと発展していくのではないか、という期待を抱かせるが、これは先行きどうなるかまだ分らない。カナダとしては、南アフリカはナミビアに対する支配をゆるめなければならない、という立場をとっている。ナミビアの人々に国連監視のもとで自由かつ公正な選挙を通じて独立を獲得するという打開策を封じているのは、ただ南アフリカの態度に原因がある。南アフリカは、国内の人種差別政策も変えていない。カナダの外務大臣は、アパルトヘイト（人種差別政策）を、人類に対する侮辱であり、卑しむべき政策である、と繰り返し非難してきた。アパルトヘイトの継続は、アフリカ南部に大きな不安定をもたらす要因となっている。

中近東は、西側陣営全体にとってきわめて大きく、かつ直接的な重要性をもっている。カナダは、中近東の石油に日本や西ヨーロッパ諸国ほど依存してないが、同地域の安定については深い関心を抱い

ている。カナダの政策のねらいは、同地域において可能な限り理解を増進し、対話を図っていくことにある。

以上のほかにも、不安定で緊張した地域がある。例えば中央アメリカや東南アジアがそれで、両地域とも東西間の抗争に大きく影響を受けた動きを見せている。東西間の対立に第三世界諸国を巻き込んでおかない。カナダは、真の非同盟へ復帰しようというこれら諸国の願いを支持する。ソ連にもこうした非同盟を尊重してもらいたい。

最も重要な加米関係

カナダの対米関係は、多くの点でカナダの外交政策における最大の課題である。両国の経済関係の規模は膨大で、往復の貿易額はおよそ一千億ドルに達し、人的にもまたビジネスの上でも両国はあらゆる形で結ばれている。米加双方とも無限といていいほどの機会と個人的自由を約束する自由民主主義国であり、文化的、政治的価値観もよく似ている。

反面、きわめて重要な点で、カナダは米国と異なっている。カナダにはカナダなりの国づくりのやり方があるし、求められている経済的・社会的利益もはっきりと違う。カナダが経済的に強ければ、それだけ両国の経済および安全保障を強化することに有利になる、というのがカナダの見解である。

外国投資審査庁（FIRA）や国営石油会社、ペトロ・カナダの創設、国家エネルギー計画の策定といった措置をテコに、